

公 告 第14号
令和3年2月22日
ライク健康保険組合
理事長 岡本 真奈 ㊟

令和3年度の任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者の保険料算出の基礎となる標準報酬月額は、健康保険法第47条により、次のいずれかの低い方が適用されます。

- ① 被保険者資格を喪失したときの標準報酬月額
- ② 前年9月30日時点の全被保険者の標準報酬月額の平均額を基にした標準報酬月額

令和3年度における上記②の標準報酬月額につきまして、下記のとおり、お知らせします。

記

平均標準報酬月額	：	256,787円
標準報酬月額	：	260,000円
標準報酬日額	：	8,670円

以上